



日・スペイン租税条約



背景

- 現行の日・スペイン租税条約は、1974年に発効。
- スペイン経済は、欧州第5位の規模であり、多くの日系企業が進出。
- 進出日系企業数が過去5年で25社増加する等、両国の経済関係が更に緊密化。

主な内容(現行条約の全面改正)

- ◆ 投資先の国(源泉地国)における限度税率の更なる引下げ等、二重課税の除去のための規定を拡充
- (1) 企業の事業活動による利得(事業利得) 【第7条】 ※現行条約にも規定あり。

進出先の国は、相手国企業に対して、恒久的施設(支店等)がなければ課税することができない。

- (2) 配当・利子・使用料に対する源泉地国での課税を更に軽減又は免除 【第10条～第12条】

	配当	利子	使用料
現行	10%(親子会社間) 15%(その他)	10%	10%
改正後	免税(親子会社間等) 5%(その他)	免税	免税

- (3) 条約の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続(仲裁手続を含む) 【第24条】

- ◆ 脱税・租税回避行為を防止するための規定を拡充

- (1) 脱税等の防止のための税務当局間での情報交換に関し、国際標準に即した規定を導入 【第25条】
- (2) 相手国の租税債権の徴収について相互に支援を行うための規定を導入 【第26条】
- (3) 条約の特典の濫用を防止するための規定を導入 【第28条】



- 人口:
4,666万人(2018年)
- 一人当たりGDP:
28,359米ドル(2017年)
- 在留邦人:
8,192人(2017年)
- 進出日系企業:
365社(2017年)
- 進出分野:
製造業、卸売業・小売業等

(参考)

- スペインは、日本を含むG7諸国、中国、韓国、インド等約90か国・地域との間で租税条約が発効済み。
- 日・スペイン外交関係樹立150周年を迎え、2018年10月に安倍総理がスペインを訪問。
- 2018年10月に安倍総理とサンチェス首相の間で署名(於:マドリッド)。

早期締結の必要性

- 早期に改正を行うことで、両国間の投資・経済交流を一層促進するとともに、脱税・租税回避行為に対処するための枠組みを構築する必要がある。